

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年4月16日(2015.4.16)

【公表番号】特表2011-510945(P2011-510945A)

【公表日】平成23年4月7日(2011.4.7)

【年通号数】公開・登録公報2011-014

【出願番号】特願2010-544665(P2010-544665)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/73 (2006.01)

A 6 1 Q 19/00 (2006.01)

A 6 1 Q 5/12 (2006.01)

A 6 1 Q 17/04 (2006.01)

A 6 1 Q 1/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/73

A 6 1 Q 19/00

A 6 1 Q 5/12

A 6 1 Q 17/04

A 6 1 Q 1/04

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年2月26日(2015.2.26)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

皮膚でつや効果を有する皮膚塗布用の化粧品組成物であって、
少なくとも一つの化粧品で受け入れられる媒体内に、1000ppm未満の窒素および
1重量%未満の還元糖を含有するグリコーゲンを含む化粧品組成物。

【請求項2】

前記グリコーゲンが100ppm未満の窒素および0.25重量%未満の還元糖を含む
ことを特徴とする、請求項1に記載の化粧品組成物。

【請求項3】

前記組成物が該組成物全体の重量に対して、0.1重量%から15重量%の間の量の前
記グリコーゲンを含むことを特徴とする、請求項1または2に記載の化粧品組成物。

【請求項4】

前記組成物が該組成物全体の重量に対して、0.5%から10%の間の量の前記グリ
コーゲンを含むことを特徴とする、請求項3に記載の化粧品組成物。

【請求項5】

前記組成物が該組成物全体の重量に対して、1%から5%の間の量の前記グリコー
ゲンを含むことを特徴とする、請求項3に記載の化粧品組成物。

【請求項6】

前記化粧品で受け入れられる媒体が乳化剤、水和剤、溶媒、皮膚軟化剤、安定剤、粘性
剤、防腐剤、潤滑剤、金属イオン封鎖剤およびキレート剤、充填剤、芳香剤、香料、吸収
剤、着色料および乳白剤、酸化防止剤、植物のエキスおよびオイル、ビタミン、保護物質
、精油、角質活性成分およびアミノ酸を含む群から選択されることを特徴とする、請求項

1 に記載の化粧品組成物。

【請求項 7】

前記組成物は液体組成物または半固形組成物を含むことを特徴とする、請求項 1 ~ 6 のいずれかに記載の化粧品組成物。

【請求項 8】

前記液体組成物が少なくとも一種の溶媒、少なくとも一種の水和剤、少なくとも一種の金属イオン封鎖剤、および少なくとも一種の防腐剤を含むことを特徴とする、請求項 7 に記載の化粧品組成物。

【請求項 9】

前記半固形組成物は少なくとも一種の溶媒、少なくとも一種の乳化剤、少なくとも一種の粘性剤、少なくとも一種の水和剤、少なくとも一種の皮膚軟化剤および少なくとも一種の防腐剤を含むことを特徴とする、請求項 7 に記載の化粧品組成物。

【請求項 10】

前記溶媒は水、アルコール類、ケトン類、グリコール類、ポリエチレングリコール類、アルキル酢酸塩類、イソパラフィン類、シクロアルキル類、グリセリン、天然および合成の油類、天然および合成のトリグリセリド類から選択されることを特徴とする、請求項 6 から 9 のいずれかに記載の化粧品組成物。

【請求項 11】

前記乳化剤はソルビタン類、エトキシ化長鎖アルコール類、アルキルポリグリコシド類、石鹸類、アルキル硫酸類、モノアルキルフォスフェイト類およびジアルキルフォスフェイト類、アルキルスルホン酸類、硬化ヒマシ油類、アシルイソシアネート類、蔗糖エステル類、ベタイン、レシチン、四級アンモニウム塩類、アルキルオレイン酸塩類、グリセリド類およびオリブ油乳化剤類の群から選択されることを特徴とする、請求項 6 から 9 のいずれかに記載の化粧品組成物。

【請求項 12】

前記粘性剤はキサンタンガム、ヒドロキシプロピルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、カルボポール、カラゲニン類、ポロキサマー類およびアカシアゴム類の群から選択されることを特徴とする、請求項 6 から 9 のいずれかに記載の化粧品組成物。

【請求項 13】

前記水和剤は尿素、アラントイン、ヒアルロン酸およびその誘導体類、グリセリン、アミノ酸類、アセチルモノエタノールアミド、ブトキシプロパノール、ブチルグリコール、低分子量のポリエチレングリコール類、アロエ、アオイおよびソルビトールの群から選択されることを特徴とする、請求項 6 から 9 のいずれかに記載の化粧品組成物。

【請求項 14】

前記皮膚軟化剤はラノリン、アーモンド油、オリブ油、水素化されたヒマシ油、微結晶ワックス、ポリジメチルシロキサン（ジメチコン）、ポリメチルフェニルシロキサン、グリコールおよびシリコンのポリマー、鉱油、パラフィン、オゾケライト、セレシン、トリグリセリドエステル類、モノグリセリドアセチレート類、エトキシ化グリセリド類、脂肪酸のアルキルエステル類、脂肪酸類、長鎖アルコール類、ステロール類、蜜蝋、多価アルコール類、ポリエステル類および脂肪酸アミド類の群から選択されることを特徴とする、請求項 6 から 9 のいずれかに記載の化粧品組成物。

【請求項 15】

前記防腐剤はエタノール、フェノキシエタノールおよびベンジルアルコールのようなアルコール類、メチルプロピルパラヒドロキシル安息香酸エステルおよびプロピルパラヒドロキシル安息香酸エステル、ブチルヒドロキシアニソール（BHA）、ソルビン酸塩類、尿素誘導体類、およびイソチアゾリノン類から選択されることを特徴とする、請求項 6 から 9 のいずれかに記載の化粧品組成物。

【請求項 16】

前記金属イオン封鎖剤は EDTA、HEDTA、アルキルオキサレート、リチウムまたはカリウムのシュウ酸エステル、ナトリウムまたはカリウムのピロリン酸塩から選択され

ることを特徴とする、請求項 6 から 9 のいずれかに記載の化粧品組成物。

【請求項 17】

前記組成物は該組成物全体の重量に対して、水を 99 重量%以下の量で含むことを特徴とする、請求項 6 から 16 のいずれかに記載の化粧品組成物。

【請求項 18】

前記組成物は該組成物全体の重量に対して、水を 25 重量%から 95 重量%の間の量で含むことを特徴とする、請求項 17 に記載の化粧品組成物。

【請求項 19】

前記組成物は該組成物全体の重量に対して、非水系溶媒を総量として 0.1 重量%から約 60 重量%の間で含むことを特徴とする、請求項 17 および 18 のいずれかに記載の化粧品組成物。

【請求項 20】

前記組成物は、水を該組成物全体の重量に対して、0.01 重量%未満の量で、非水系溶媒を総量で該組成物全体の重量に対して、1 重量%から 99 重量%の間の量で含むことを特徴とする、請求項 6 から 16 のいずれかに記載の化粧品組成物。

【請求項 21】

前記組成物は該組成物全体の重量に対して、前記乳化剤を 0.1 重量%から 60 重量%の間の量で含むことを特徴とする、請求項 6 から 16 のいずれかに記載の化粧品組成物。

【請求項 22】

前記組成物は該組成物全体の重量に対して、前記粘性剤を 0.1 重量%から 25 重量%の間の量で含むことを特徴とする、請求項 6 から 16 のいずれかに記載の化粧品組成物。

【請求項 23】

前記組成物は該組成物全体の重量に対して、前記水和剤を 0.05 重量%から 25 重量%の間の量で含むことを特徴とする、請求項 6 から 16 のいずれかに記載の化粧品組成物。

【請求項 24】

前記組成物は該組成物全体の重量に対して、前記皮膚軟化剤を 0.1 重量%から 25 重量%の間の量で含むことを特徴とする、請求項 6 から 16 のいずれかに記載の化粧品組成物。

【請求項 25】

前記組成物は該組成物全体の重量に対して、前記防腐剤を 0.01 重量%から 2.00 重量%の間の量で含むことを特徴とする、請求項 6 から 16 のいずれかに記載の化粧品組成物。

【請求項 26】

前記組成物は該組成物全体の重量に対して、前記金属イオン封鎖剤を 0.01 重量%から 20 重量%の間の量を含むことを特徴とする、請求項 6 から 16 のいずれかに記載の化粧品組成物。

【請求項 27】

皮膚につや効果を得るための請求項 1 ~ 26 のいずれかに記載の皮膚塗布用の化粧品組成物の使用。

【誤訳訂正 2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0028

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0028】

本発明の化粧品用途の製剤は、化粧品製品の調製において役立ち、当業者に既知である種々の化粧品に受け入れられる添加物または媒体を含み、例えば、乳化剤、水和剤、溶媒、皮膚軟化剤、安定剤、粘性剤、防腐剤、潤滑剤、金属イオン封鎖剤またはキレート剤、充填剤、芳香剤、香料、吸収剤、着色剤および乳白剤、酸化防止剤、植物エキスおよび油

、ビタミン、保護物質、精油、角質活性成分およびアミノ酸である。

【誤訳訂正 3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0030

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0030】

本発明による化粧品的な用途の半固体製剤は、好ましくは少なくとも一種の溶媒、少なくとも一種の乳化剤、少なくとも一種の粘性剤、少なくとも一種の水和剤、少なくとも一種の皮膚軟化剤、および少なくとも一種の防腐剤を含む。

【誤訳訂正 4】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0040

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0040】

水和作用を有する添加物は、例えば、尿素、アラントイン、ヒアルロン酸およびその誘導体、グリセリン、アミノ酸、アセチルモノエタノールアミド、ブトキシプロパノール、ブチルグリコール、低分子量のポリエチレングリコール（例えば PEG - 40、PEG - 50、PEG - 60）、アロエ、ゼニアオイおよびソルビトールである。

【誤訳訂正 5】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0042

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0042】

適切な皮膚軟化剤添加物は、例えば、ラノリン、アーモンド油、オリーブ油、水素化ヒマシ油、微結晶ワックス、ポリジメチルシロキサン（ジメチコン）、ポリメチルフェニルシロキサン、グリコールおよびシリコーンのポリマー、鉱油、パラフィン、オゾケライト、セレシン、トリグリセリドエステル類、モノグリセリドアセチレート類、エトキシ化グリセリド類、脂肪酸のアルキルエステル類、脂肪酸、長鎖アルコール類、ステロール類、蜜蝋、多価アルコール、ポリエステル類および脂肪酸アミドを含む。

【誤訳訂正 6】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0043

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0043】

本発明による化粧品組成物は、製剤全体の重量に対して、好ましくは皮膚軟化剤類を総量として約 0.1% 重量および約 25 重量%の間、さらに好ましくは 0.5 重量%および 10 重量%の間、そしてよりさらに好ましくは 0.5 および 5 重量%で含む。

【誤訳訂正 7】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0046

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0046】

金属イオン封鎖剤またはキレート剤の添加物は、EDTA、HEDTA、アルキルシュウ酸塩類、リチウムまたはカリウムシュウ酸塩、ナトリウムまたはカリウムピロリン酸塩を含む。本発明による化粧品組成物は、製剤全体の重量に対して、好ましくは捕捉剤また

はキレート剤を総量として約0.01重量%および約20重量%の間、さらに好ましくは0.05重量%および10重量%の間、そしてさらにより好ましくは0.1重量%および5重量%で含む。